

令和7年9月3日
清掃・リサイクル部
世田谷清掃事務所

自動車事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和7年7月12日(土) 午前9時15分頃(天候:曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)世田谷清掃事務所の職員が軽小型ダンプ車で走行していたところ、荷台に積載していたマットレスが右後方へ落下した。その際、甲車両の右側を歩行していた相手方(以下「乙」という)の右腕にマットレスが接触した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 事後の対応

- (1) 乙とは誠実かつ公正に示談交渉を行っている。
- (2) 本件事故を踏まえ、あらためて職員に対し、正確かつ安全な作業と運転の徹底を図るとともに、事故防止に向けて職員への指導を継続して行っていく。

3 事故防止に向けた部としての新たな取組みについて

(1) 概要

職員による自動車運転事故が増加している状況を踏まえ、これまでの事故の有無にかかわらず、部内の運転職及び日頃から運転機会の多い技能系職員等を対象に、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する運転者適性診断(国土交通大臣認定)及びカウンセリングを受けさせるとともに、必要に応じて警視庁交通安全教育センターが実施する企業四輪交通安全講習会に参加させ、改めて各自が自身の運転特性を認識する機会を設け、今後の自動車事故の防止を図る。

(2) 対象職員

運転業務に従事する技能系職員(運転職等)及び希望する行政系職員:約130名